



平成27年7月10日

日進市長 萩野 幸三 様

日進市男女平等推進審議会
会長 吉田 あけみ

第2次日進市男女平等推進基本計画の後半期の重点的取り組みについて
(答申)

平成25年10月29日付け25日市協第469号で諮問のありました、第2次日進市男女平等推進基本計画の後半期の重点的取り組みについて、下記のとおり答申します。

記

現在、日進市では、日進市男女平等推進条例第10条に基づき策定された「第2次日進市男女平等推進プラン（平成23年度～平成32年度）」（以下「第2次プラン」という。）によって、男女平等推進施策の推進に取り組まれています。

本審議会では、第2次プランが日進市の男女平等推進の基本的方向を示すものとして、これまでも審議を重ねてきましたが、平成27年度に実施される後半期の見直しにあたっては、次のとおり配慮され、男女平等な社会の実現に最善を尽くされるよう求めます。

- 1 第2次プランを広く市民、事業者、教育関係者に周知すること。
- 2 第2次プラン及び日進市男女平等推進条例に掲げる基本理念に沿って、市民、事業所、教育関係者などの幅広い参画を得て、協働による推進に努めること。
- 3 施策の方向及び内容については、社会情勢の変化に柔軟に対応し、平成27年度に策定される国や県の計画をはじめ、日進市の現状を踏まえた上で課題を整理するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。
- 4 DV防止に伴う計画の位置づけを盛り込むにあたり、社会情勢、国・県の指針や計画をはじめ、日進市の現状を踏まえた上で検討を行うこと。